

須高地域医療福祉推進協議会 発電機貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、須高地域医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）が所有する発電機の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第2条 発電機の貸出しを受けることができる者（以下「借用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 在宅で人工呼吸器を使用している者
- (2) 在宅で痰吸引器を使用している者
- (3) その他、協議会の長が必要と認める者

(貸出料等)

第3条 貸出する発電機の貸出料は、無償とする。但し、発電機の使用により生じた費用は、借用者が負担する。

(貸出の手続き)

第4条 発電機の貸出しを受けようとする者は、発電機使用申請書（様式第1号）を協議会の長に提出しなければならない。

2 協議会の長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、発電機使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(発電機の運搬等)

第5条 貸出する発電機の引き取り、貸出し期間中の発電機の維持管理（メンテナンスは含まない）及び貸出期間終了に伴う返還は借用者において行う。

(貸出期間)

第6条 発電機の貸出期間は、発電機使用許可書を交付した日から、第2条の規定に該当しなくなった日から20日以内までの期間とする。

2 貸出期間中の転貸は認めない。

(貸出の取消)

第7条 協議会の長は、この規程に違反したり、やむを得ない事由が生じたりした時は、発電機の貸出しを取り消すことができる。

(事故等の処理)

第8条 発電機の使用等によって生じた事故等については、借用者の責任において処理する

ものとする。

(損害の賠償)

第9条 借用者は、故意または過失により発電機を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

附則

この規程は、2022年8月1日から施行する。